

○ A 機器導入管理運用要領

平成 4 年 10 月

(平成 12 年 9 月 1 日改正)

函館市総務部情報システム課

目 次

I 総 則	1 ヶ
II O A 機器にかかる管理運用方法	2 ヶ
III O A 機器導入利用効果分析	3 ヶ
IV O A 機器の操作研修	6 ヶ
V データ等の管理・保管	7 ヶ
VI 沿革	8 ヶ

I 総 則

この要領は、「OA機器導入の基本的な考え方」に基づき、OA機器導入に関する管理運用について、必要な事項を定めるものである。

1 OA機器の定義

OA機器とは、電子・通信技術を利用する情報処理のための次のような事務機器をいう。

(1) パーソナルコンピュータ

(2) その他上記OA機器に付随する機器およびソフトウェア

II OA機器にかかる管理運用方法

1 OA機器作業等の管理

(1) OA機器管理責任者

OA機器を導入した所属長は、OA機器の適正な管理およびデータに関する適正な管理を確保するため、各OA機器ごとに、OA機器管理責任者を置くものとする。

(2) OA機器の管理

OA機器の管理にあたっては、機器自体が電子製品で静電気を嫌い、水分、ほこり、煙等はデータや機器障害の原因となるので、OA機器周辺での飲食、喫煙等に留意し、適正な管理に努めること。

(3) OA機器に関する消耗品の購入および管理

OA機器導入課が、フロッピィディスクやプリンタインクリボン等の消耗品の購入が必要となった場合は、所定の事務手続きに従って、伝票を回付すること。

また、購入した消耗品は、OA機器導入課が保管・管理することになるので、適正な管理に努めること。

(4) VDT作業労働衛生管理基準の遵守

OA機器を操作する職員は、VDT作業労働衛生対策専門委員会が策定した「VDT作業労働衛生管理基準」を遵守し、健康管理に十分に注意すること。

また、OA機器を導入した所属長は、OA機器作業環境の整備に努めること。

III O A 機器導入利用効果分析

O A 機器の利用は、少量・非定型的業務に活用されているので、大型汎用コンピュータとは違い、その効果が目に表れないことが多い。しかし、O A 化の目的は、事務改善のためにO A 機器を利用するものであり、導入前には、O A 機器を導入することにより、どのような事務改善が行われるか、どのくらい事務処理に対する経費が節減されるかなどの意識の上で導入計画を考える必要がある。

また、O A 機器が導入されて、ある一定の期間利用した後、導入前に予測していた効果が、実際にあったかどうかフィード・バックして考える必要がある。

このことはO A 機器の導入の過程で、①「PLAN」、②「DO」、③「SEE」の「PLAN」と「SEE」に該当し、重要なことである。

以上のことから、今後O A 機器を導入する際には、各職場がこの意識の上で導入することに努めること。

1 O A 機器導入時点の留意すべき視点

O A 機器を導入しても、必ずしも予定した事務改善効果が達成できるものでない、あらかじめ、導入しようとする前に、別表の改善目標評価項目一覧表を参考にして、事務の見直しを十分に行い、導入効果の予測や問題点の有無をチェックし具体的な効果目標や改善内容を明確化することが必要である。

また、評価測定にあたっては、できる限り計量化すること。計量化が困難であっても、現行との相対比較等により、改善の程度を計量化するように努めること。

なお、O A 機器導入することにより、他の業務に与えるデメリット等は、総合評価をする場合に、マイナス評価するなど、充分考慮すること。

[別表 改善目標評価項目一覧表]

改善目標	評価項目	評価測定基準と内容
事務処理の高度化	迅速性	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理時間の短縮などによる迅速化
	正確性	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の正確性
	簡易性	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な事務処理の簡素化
	弾力性	<ul style="list-style-type: none"> ・例外処理に即時に対応できる弾力性
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の方法では不可能（経費、人手等による理由を含む）または、それに近かった事務処理の可能化 ・事務処理の単純化、明確化、統合化等による事務処理方法の改善
事務作業の軽減	省力性	<ul style="list-style-type: none"> ・人員および作業量の軽減または抑制
	容易性	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の減少ないし抑制 ・高度な知識、経験または熟練等を要した困難業務の容易化
経費の節減	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の節減または抑制
事務環境の向上	快適性	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室環境の整備（OA機器の設置場所の確保、導入による台帳等の保管場所の有無、オープンスペースの拡張）
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室の作業環境（VDT作業基準等）の改善
データ利用・管理	即時性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする資料をタイムリーに提供できる即時性
	利用度	<ul style="list-style-type: none"> ・データの利用頻度（他部局とのデータ利用の可能性）
	容易性	<ul style="list-style-type: none"> ・従来できなかったデータの集計・加工に対する容易性 ・データ保管の容易性
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・データの紛失や漏洩に対する安全性の向上
行政サービス	サービス性	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスの的確化・有効化 ・従来の方法では、不可能またはそれに近かった行政サービス提供の可能化
計画支援	事務の拡大性	<ul style="list-style-type: none"> ・データの加工等により、市行政の事務管理や基本計画策定のための情報の拡大性

2 事前効果分析

OA機器を導入することによって、現在手作業でおこなっている事務が、少しは改善されるだろうという安易な考え方で、OA機器を導入すると、高額な賃貸借料金に比べ、その金額に見合った経費の節減は行われない。このことを是正し、より一層の効果を考え、OA機器を導入することにより、どれだけの事務が改善されるかどれだけの経費が節減されるかなどを十分に意識し、導入することが必要である。

また、ほかにも、金額に換算できない効果（例えば、事務処理での正確性等の向上や市民サービスの向上等）も考えられる。これらの効果も、安易にOA機器を導入したから生じるものではないので、十分な検討が必要である。

これらのことと、念頭におき、OA機器導入を計画する場合には、事前に十分な事務の見直しを行うこととする。

3 事後効果分析

事前効果分析は、あくまでもOA機器を導入する前の予測的効果を分析するものであり、その効果が、実際にOA機器の導入後に効果があったか検討する必要がある。このことは、OA機器の導入に対して最も重要なことである。

しかし、OA機器を導入した直後に、事後効果分析を行うことは、機器の操作が不慣れなために、事務処理に時間を費やす可能性があり、事前効果分析で予測した効果は、マイナスになることも有り得る。

以上のことにより、今後、事後効果分析は、OA機器を導入し、ある一定の期間が経過した後（OA機器の操作に慣れ、電算処理が軌道に乗った時点）に、行うこととする。

IV OA機器の操作研修

OA機器が導入され、事務処理を電算化することにより、各OA機器導入課で機器の操作をすることになる。

導入されるOA機器は、導入課限定のものではなく、また、限定した職員のものではないので、職員全員が操作でき、有効的に活用するようつぎのことと心掛けること。

1 要員の養成

OA機器を利用することにより、操作する職員の専任化の傾向が多く見られる。

このことは、特定職員の労働過重になりかねないので、各所属長および職員は、その課のOA化推進の中心となる職員を養成するとともに、OA機器操作者の専任化をしないように多くの所属職員にOA機器を利用させるとともに、OA機器操作職員の養成に努めること。

また、各所属長は、総務部情報システム課が実施するOA機器操作研修にも、積極的に職員を参加させ、要員養成に努めること。

2 OA機器操作等に関する相談・情報提供

OA機器操作等に関する相談・情報提供については、総務部情報システム課が主管となり、今後も行っていくので、各OA機器導入課は、積極的に活用すること。

V データ等の管理・保管

OA機器の利用に伴い、フロッピィディスク等の記録媒体にデータが蓄積される。

現状では、フロッピィディスク等の磁気媒体の管理・保管は、OA機器操作者が個人的に管理している傾向が多く見られ、担当のOA機器操作者が不在の場合、データがどの記録媒体に保管されているか判明できなく、事務の停滞を招くおそれがある。

この事務の停滞を招かないようするため、各OA機器を利用している課では、フロッピィディスク等に見出しを付けたり、データ管理台帳を整備するなど、課内または係内の職員がだれでも利用できるように、データ管理責任者を定めるなどして、現状のデータ（記録媒体）の個人管理・保管から課または係の一元管理・保管に努めること。

また、このデータの中には、個人情報等が含まれていることも考えられるので、このデータの保管・取り扱いには十分注意すること。

VI 沿革

◎ 平成 5 年 4 月 1 日 平成 5 年度からの機構改革に伴い、「OA 機器管理運用要領」の一部を次のとおり改める。

1 II OA 機器導入審査機関の項第 3 項第 1 号中「総務部参事」を「総務部次長」に改め、同項第 3 号イ中「総務部事務管理課」を「総務部行政課」に改める。

2 III OA 機器導入に係る管理運用方法の項第 2 項第 3 号中「総務部財政課」を「財務部財政課」に改める。

◎ 平成 9 年 4 月 1 日 平成 9 年度の機構改革に伴い、「OA 機器管理運用要領」の一部を次のとおり改める。

1 II OA 機器導入審査機関の項第 3 項第 3 号中「イ 総務部行政課」を「イ 総務部人事課」に改める。

◎ 平成 12 年 9 月 1 日 OA 機器導入審査会廃止にともない、関連事項を改める。

1 II OA 機器導入審査期間の項を削除するなど。